

テレワークに関する府省連携について

令和4年4月27日

総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府・デジタル庁

1. 関係府省の役割分担

- (1) 総務省は、ICT活用による社会変革実現の観点から、テレワーク導入による働き方改革を推進するとともに、とりまとめの主務官庁の役割を担う。
- (2) 厚生労働省は、多様な働き方の実現の観点から、雇用面におけるテレワーク導入支援や普及啓発に努める。
- (3) 経済産業省は、企業価値向上の観点から、テレワークの導入拡大による生産性上昇や経営改革の推進に努める。
- (4) 国土交通省は、都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等の観点から、テレワークの普及・促進への取組を実施。
- (5) 上記四省は、(一社)日本テレワーク協会と連携し、産官学による「テレワーク推進フォーラム」を活用し、テレワークの普及啓発に努める。
- (6) 内閣官房及び内閣府は、上記四省と連携し、ワークライフバランスの実現、国家公務員のテレワーク導入、地方創生テレワーク、新型コロナウイルス感染症対策等を推進する。

2. 関係府省連絡会議の開催

テレワークに関する府省連携を強化するため、関係府省連絡会議を開催し、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を行う。

(事務局：総務省情報流通行政局情報流通振興課)

構成員は、以下のとおりとする。

(政務)

総務省：	総務副大臣（議長）
厚生労働省：	厚生労働副大臣
経済産業省：	経済産業副大臣
国土交通省：	国土交通副大臣
内閣府：	副大臣（地方創生担当） 副大臣（新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当）

(事務)

内閣官房：	内閣審議官（新型コロナウイルス等感染症対策推進室） 内閣審議官（内閣人事局）
内閣府：	官房審議官（男女共同参画局担当）

地方創生推進室次長

デジタル庁： デジタル社会共通機能グループ次長
総務省： 大臣官房総括審議官（情報通信担当）
厚生労働省： 大臣官房審議官（職業安定、労働市場整備、雇用環境・均等担当）
経済産業省： 官房審議官（IT戦略担当）
国土交通省： 官房審議官（都市担当）